

ならんと的確信を披瀝された。そこで私も異を樹てんと思ひ、貧しき篋底を探つた結果、偶然にも畏友田川氏の惠投に係る魯庵文集を見つける事によつて簡単に解決出來た。魯庵文集には戊寅年即ち清の太宗の崇德三年正月朝鮮の崔鳴吉が王世子に従つて太宗に謁見した記事がある。その中の八王の條に注して、「名阿之舉。前汗之子今汗之弟也。國人謂之破土里。破土里者雄勇之稱」と記して居る。言ふ迄もなく阿之舉は阿濟格^{ahjige}。前汗はヌルハチ、破土里は batutu の對音であるが、これによつてハトロワンスは英親王阿濟格に當る事になり、どうやら内藤先生の説が正しい様に思へる。

尙漂流記に順治帝を「韃靼惣王名はチャウテン」と書いて居る事や清廷主要人物の描寫の記事を讀むと、制度文物の上で非常な勢で支那にかぶれつゝあつたかに見える當時、内部にあつては尙舊態依然たる滿洲人の顔のぞいて居る様に思へて、私には興味があるが、これは園田氏とは又別な方向からも觀察出來るといふだけで、書評には餘り關係がなさうだ。その他問題の滿洲語に就いても何か述べるべきだが、私は専門家でないからこれには觸れない方が賢明である。

以上私の氣づいた所を漫然のべて拙筆させて頂く。終りに園田氏は漂流記に就いての氏と内藤先生との關係を述べられ、感慨の情に耽つて居られるが、私にもこの漂流記に就いては思出

があつて、私の瓶原滞在當時故先生が君にオモチヤをやらうといつて出されたのがこの漂流記で、爾來先生から教へて頂く都度纏めて見るつもりをしてゐたが、僅かに校勘記を作つただけで永く中絶してしまつた。更に私は昨秋漂流記發生の故地たる三國新保の海岸で兵として猛訓練を受けた事等もあつて、一入感慨深いものがある。因縁話に終つて申譯ないが、永い間の練習不足をおして書評を引受けた所以でもある。(三田村泰助)

Mongol Invasion of Poland in The Thirteenth Century

by

Shinobu Iwamura

(The Memoirs of the Research
Department of the Toyo Bunko,
No. 10, 1938. pp.103—57)

前ポーランド駐劄公使伊藤述史博士が、同國の中世古文書を持ち歸られ、その蒙古侵入に關するものを發表されるといふことを、かねて聞いてゐて、久しく待望してゐたところ、いま岩村忍氏の手によつて英文でこれが公けにされた。

全編五五頁、文書の英譯とラテン原文との外に、ドーン、ハンマー・ブルグスタル、ヴォルフ、ブレトシュナイデルなどの諸權威の説に、この文書から知られたところを織りまぜて、

蒙古軍のポーランド侵入の事情の概略を述べた序論がはじめに附けられてあり、末尾には地圖が一葉附けられてある。

文書は、すべてで二十二篇あり、1. *Monumenta Poloniae Historica*, Vol. II ; 2. *Monumenta Pol nae Vaticana*, Vol. III ; 3. *Monumenta Medii Aevi Historica*, Vol. III, *Codex Diplomaticus Minoris Poloniae*, Vol. I. & II. の三者よりの抜萃である。

第一のものは年代記で *Boguchwala i Godejawia Paska* の年代記と題されるものが、ヴォルフの *Geschichte der Alongjoen oder Tartaren* に引くところのポーゼンの僧正 *Boguphal* 或ひは *Bogugwal* の書の記事と一致する點があることが指摘されている。これについて、クラカウの僧會の年代記、トラスカ年代記と題される短いものがある。

第二のものは、法皇廳より一二四六、四八、五六年にロシア王ダニエル、プロシアのチュートン教團その他に宛てられた文書である。蒙古軍の第一回歐洲侵入のち、法皇廳では、偵察のためブラノ・カルピニ、ローレンス、アセリン等の使節を蒙古に派遣したのであつたが、この文書で見ると、そのほかにもアレクシス Alexis なる者が一二四六年に、蒙古への使節と同等の資格を以て、ロシアに派遣されてゐる。而して、蒙古の第二回の侵入直前の一二四八年の書信には、蒙古軍の行動を通報

する様、ロシア王、チュートン教團に命じてゐるなど、當時の西歐人の蒙古軍侵入に對する恐怖の様がよく現はれてゐる。

第三のものは、更に興味深いものである。その一は、*Zawisch* にあつて蒙古軍のために壊された一尼寺とその附屬病院が、戦後に西のクラカウ附近のスカラに移轉したのに對して、法皇より従前通りの恩典を與へることを約束した證文と、領主のボレスラウ侯よりそれに寺領その他を寄進し、また様々の特權を許した證文とである。その次は、同じく蒙古軍の蹂躪をうけたシステルシア教團の僧院に同侯より與へた損害補償の意味の寺領寄進の證文。その次は、戦役に忠誠を盡した一村長を永代に村長に任じた證文。而してその次は、戦費の不足に苦しんでゐたボ侯に、夫人（ハンガリー王の女）が、金を貸し、これの返済の意味で、ある土地を侯より夫人に贈つた證文。最後は、一二六〇年に、Quda の一僧より *Velgrad* の一僧にあてた戦況報知の書信である。

以上の諸記録が紹介されてゐるのであるが、これを讀んで先づ不満に思ふのは、これ等の文書自體の解説が一言も附けられてゐないことである。殊にわれわれの如き、西洋中世史の史料の知識のない者には、是非ともこれはあつてはしかつた。これの日本語版にはそれが書かれるとの著者の言葉であるから、その現はれる日を待つ次第である。

僮 僕 都 尉

蒙古の西侵は、蒙古史からみても、東西交渉史からみても、大に注目すべき重大事件である。所が、これの研究には、支那側史料のみには頼れず、西アジアや歐洲の史料を參照利用することがどうしても必要となつて來るのであるが、その事の厄介さのためか、わが國の學者によつてこの問題がとり上げられたことは極めて稀であつた。これは、わが國の學者の怠惰と云つて云へないこともないが、複雑廣汎な様相をもつ蒙古史なり、東西交渉史なりの研究には、實に多種多様の史料を駆使することとを必要とし、一人の學者があらゆる種類の史料をことごとく根本史料にまで溯つて研究を行ふことは、まづ不可能と言つてよく、當然、研究の分擔がなされねばならないわけでもあり、またわが國では、自由に利用することの容易でない史料もあり

自然、わが國の諸先輩の研究は、東方の史料に重點を置いたものとなつてゐたから、西方の史料に依る研究の振はなかつたのは已むを得ない事でもあつた。けれども、蒙古史、東西交渉史が東方の史料だけで済ませるものでないことは、明かなことで遅かれ早かれ、西方史料の利用が始められねばならなかつた。いま、これが斯學を專業とせず、自らは一ペダンティストと謙遜する外交官によつて手が着けられたのである。わが國の東洋學の研究に、一の新生面を拓いた本論文の出現を、われわれは大きな喜びを以て迎へる次第である。

(藤枝 晃)

匈奴帝國が天山南路、漢史の所謂西域を支配するに當つて、僮僕都尉なす官を置いて賦税の事務を司らしめた、と云ふ傳へは漢書西域傳に見え、周知の事實であるが、匈奴に限らず一般に遊牧民族が奴隸賣買を以て主な生業の一としたと云ふことからして、此の官名の由來を説くことも出來さうである。

併し此説の當否に關しては參考すべき重要な事例が存する。清初準噶爾部が昂吉と云ふ官を設け回部の租賦を徴せしめた時のことを記して、西域聞見錄卷五に、回子各城及左右哈薩克。皆其阿拉巴圖也。と云つてゐる。阿拉巴圖は勿論蒙古語 *alban* の複數に相違なく、租税、被課税地(民)の意味であるが、聞見錄には、華言猶奴僕也。と注してゐる、據つて思ふに僮僕とは被課税民としての奴僕の謂ひではなからうか。*alban* と云ふ語は十二世紀より十四世紀に亘る畏吾兒文書中に用ひられてゐるのが初見で、此の場合元來の土耳其語であるよりも寧ろ蒙古語からの借用らしいが、それにしても *alban* (取ル)の *pho ene* は廣く蒙、土兩言語に共通のものとして、兩言語の起原に遡り得べく、匈奴が蒙、土何れの人種に屬するにしても、此らの言語の保守性より見て、僮僕が *albat* 乃至その類似語の譯である蓋然性は極めて多いと考へられる。

(羽 田 明)